



目 次	ページ
規 則	
◎教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例等の施行の日を定める規則	1
告 示	
◎告示（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正（文書情報課）	1
○自動車取得税証紙代金収納計器取扱人の指定（税 務 課）	1
○自動車税及び自動車取得税証紙代金収納計器取扱人の指定（ " ）	1
○公平委員会の事務の委託の廃止（市町村振興課）	1
◎告示（公平委員会の事務の受託）の一部改正（ " ）	1
○車両制限令第3条第1項第2号イの規定による道路の指定（道 路 課）	1
○車両制限令第3条第1項第2号イの規定による道路の指定の解除（ " ）	1
○車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定及び当該道路の通行方法の定め（ " ）	2
○車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定の解除（ " ）	2
正 誤	
○正誤（平27・6・23付け 公告）	3

規 則

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例等の施行の日を定める規則をここに公布する。  
平成28年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第4号

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例等の施行の日を定める規則

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成27年高知県条例第5号）附則、知事等の給与、旅費等に関する条例の一

部を改正する条例（平成27年高知県条例第11号）附則、地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成27年高知県条例第12号）附則、高知県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例（平成27年高知県条例第38号）附則、教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成27年高知県条例第39号）附則及び高知県職員倫理条例の一部を改正する条例（平成27年高知県条例第71号）附則第1項の規定に基づき、これらの条例の施行の日は、平成28年4月1日とする。

告 示

高知県告示第154号

平成15年4月高知県告示第226号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。  
平成28年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

表中

就農計画の認定	総合評価及び認定基準別評価	認定発表の日から1月間	農地・担い手対策課
---------	---------------	-------------	-----------

を削る。

高知県告示第155号

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）第63条において読み替えて準用する同規則第73条の3第3項の規定により、自動車取得税に係る証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定する。  
平成28年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称  
高知市長浜3106番地3  
一般社団法人全国軽自動車協会連合会高知事務所
- 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称  
高知市長浜3106番地3  
一般社団法人全国軽自動車協会連合会高知事務所
- 指定期間  
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

高知県告示第156号

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）第73条の3第3項（同規則第63条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、自動車税及び自動車取得税に係る証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定する。  
平成28年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称  
高知市大津乙1879番地5  
一般社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部
- 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称  
高知市大津乙1879番地5  
一般社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部
- 指定期間  
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

高知県告示第157号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用される同法第252条の14第2項の規定により昭和54年8月1日に仁淀川中央清掃事務組合から受けた公平委員会の事務の委託を平成28年3月31日をもって廃止するので、同法第292条の規定により準用される同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。  
平成28年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第158号

昭和54年8月高知県告示第426号（公平委員会の事務の受託）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。  
平成28年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

別記1中「仁淀川中央清掃事務組合」を削る。  
別記2中仁淀川中央清掃事務組合と高知県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を削る。

高知県告示第159号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じて最大25トンである道路を次のとおり指定する。  
平成28年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道高知空港	南国市久枝字堤ノ外1470番35から 南国市田村字島田甲435番1まで

- 指定する期日  
平成28年4月1日

高知県告示第160号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により平成10年2月高知県告示第82号（車両制限令第3条第1項第2号イの道路の指定）で通行する車両の総重量の最高限度

が車両の長さ及び軸距に応じて最大25トンである道路として指定した次の道路について、その指定を解除する。

平成28年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定を解除する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道高知空港	南国市物部633番3から 南国市久枝1470番4まで

2 指定を解除する期日

平成28年4月1日

高知県告示第161号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成28年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道高知空港	南国市久枝字堤ノ外1470番35から 南国市田村字島田甲435番1まで

2 指定する期日

平成28年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上及び縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上及び縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射

性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

高知県告示第162号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により平成26年3月高知県告示第211号（車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定及び当該道路の通行方法の定め）で通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路として指定した次の道路について、その指定を解除する。

平成28年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定を解除する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道高知空港	香南市吉川町吉原字西大境2985番から 南国市物部字高川原622番1まで

2 指定を解除する期日

平成28年4月1日

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平27・6・23	9747	○公 告	9	左 (18~20)	高知市青柳町 <u>45-1アルファ</u> <u>ステイツ知寄III</u> <u>703号</u>	高知市青柳町 45-1アルファ ステイツ知寄町 III703号